東かがわ市競争入札参加者の入札心得
（物品の買入れ等指名競争入札）

令和７年４月１日改正

東かがわ市競争入札参加者の入札心得（物品の買入れ等指名競争入札）

第１　趣旨

市が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に関するものを除く。）等に係る入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、公告、執行通知書、その他関係規程（条例等を含む。）及び入札条件に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

第２　入札保証金の納付

１　入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札の前に入札保証金を入札保証金納付書により納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

２　入札保証金の額は、契約しようとする金額の 100 分の５以上の額でなければならない。

３　入札保証金には利子を付さないものとする。

４　入札保証金の納付は、国債、地方債その他契約担当者が確実と認める担保の提供（有価証券の場合は持参に限る。）をもって代えることができる。

第３　入札保証金の減免

契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、第２の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

（１）　入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　東かがわ市契約規則（平成 15 年東かがわ市規則第 35 号）第６条若しくは物品の購入等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成 15 年東かがわ市訓令第 53 号）第４条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第４　入札の方法

１　入札者は、東かがわ市契約規則及び市が提示する設計書、図面、仕様書、質疑及びこれに対する回答、現場、その他入札条項を熟知の上、入札しなければならない。

２　入札は「かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）」を使用して行う。

３　入札者は、電子入札システムを使用して処理することとし、原則として紙による入札書の提出（東かがわ市物品の買入れ等電子入札運用基準（令和７年東かがわ市告示第 49 号）第 10 条第１項の規定により、契約担当者がやむを得ないと認めた場合を除く。）は認めない。入札者は、当該入札者の使用に係る電子計算機から入札金額（その他契約担当者が別に定める事項を含む。）を入力するとともに、電子入札システムを使用して当該入力事項についての情報を、所定の入札期間内に契約担当者に送信するものとする。送信された

情報が、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に、契約担当者に到達したものとみなす。この場合において、送信した入札金額の修正はできない。

4　契約担当者が書面での提出を認めた入札者は、指定日時及び指定場所に出頭し、入札保証金を減免した場合を除き、指定金融機関等の領収印の入った納付書、入札当日に納付される入札保証金の場合は入札保証金等納付書（入札保証保険の場合は当該保険証券）を入札を執行する者に提示したうえ、入札書を用い、次に掲げるところにより入札しなければならない。

（1）　入札回数は原則として２回までとする。

（2）　入札は、１人１通とし、入札者を他の入札者の代理人とすることはできない。

（3）　代理人が入札する場合は、入札前に委任状（任意様式）を提出すること。

（4）　入札書はインク又は墨で記入し、記名押印すること。代理人が入札する場合は、代理人を明記し、必ず代理印を押印すること。（例：「（会社名）（代表者名）　代理人〇〇〇〇㊞」）

（5）　入札書は、「何入札書」と表示した封筒に入れて、割印のうえ提出すること。代理人が入札する場合は、代理人が割印すること。

（6）既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

5　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6　入札者は、落札者の決定前に、入札状況についての情報を漏らしてはならない。

7　入札に際し、不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することができる。

第５　内訳書の提出

1　入札者は、内訳書の提出を求められたときは、内訳書を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより、入札書に添付する方法で提出しなければならない。ただし、契約担当者が書面での提出を認めた場合は、入札書提出締切日時までに、案件名を表示した封筒に入れて、契約担当者の指定する場所に提出するものとする。

2　入札者は、次に掲げるところにより、内訳書の提出を行うものとする。

（1）　入札者は、入札執行の際に当該入札価格の内訳書を提出すること。

（2）　内訳書の項目は、設計書の内訳書の項目により調製するものとする。

第６　指名競争入札に係る入札参加資格を満たすことの誓約

入札書を提出した者は、地方自治法施行令第 167 条の 11 第１項において準用する同令第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

第７　入札の辞退

1　入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書提出後の辞退はできない。

2　入札者は、入札を辞退するときは、入札辞退を電子入札システムの入力画面上において作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者が書面での

提出を認めた場合、入札書提出締切日時までに、案件名を表示した封筒に入れて、契約担当者の指定する場所に提出するものとする。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第８　開札

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。ただし、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせないことができる。また、入札者の立会いは原則として不要とする。

第９　無効入札

競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札及び次に掲げる項目のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

（１）　契約担当者の定める入札条件に違反した場合

（２）　入札者が同一案件について２以上の入札をした場合

（３）　入札者が連合して入札したと認められる場合

（４）　入札に際して不正の行為があった場合

（５）　入札保証金の納付がない場合又は不足する場合

（６）　入札書の金額を訂正した場合

（７）　誤字、脱字等があって必要事項を確認し難い場合

（８）　内訳書を提出した入札において、記載すべき事項（案件名及び入札者名を含む。）が欠けている又は誤りがある等の不備が認められる場合

（９）　所定の日時までに電子入札システムにより入力した情報が到達しなかった場合

(10)　電子証明書を取得していない者がした場合。電子入札システムによらない場合は、入札書に記名押印のない場合

第 10　失格

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

（１）　再度の入札をする場合において、１回目の開札の結果で発表した最低入札金額以上の金額で入札をした場合

（２）　内訳書の提出を求めている入札において、内訳書の提出がない場合

第 11　再度入札

１　開札の結果、落札者がないときは、１回を限度として、直ちに、再度の入札を行うものとする。再度入札を行う場合は、原則として１回目の開札の日の翌日（休日に当たる場合は、その翌日）に開札を行うものとする。

２　再度入札の受付は、１回目の開札の日の翌日（休日に当たる場合は、その翌日）の午前 10 時までを標準とする。

３　１回目の入札において、第９及び第 10 の規定により、無効又は失格の入札をした者は、

再度の入札に参加できない。

第 12　入札又は開札の取消又は延期

１　契約担当者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取消し又は延期することができる。

２　１の規定により、入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。

３　１の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

第 13　落札者の決定

１　契約担当者は、入札者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。

２　契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムを介した電子くじにより決定するものとする。

３　契約担当者は、落札者が決定したときは、電子入札システムにより、直ちに、その旨を落札者に通知するものとする。

第 14　最低価格以外の者を落札者とすることができる場合

契約担当者は、第 13 の１の規定にかかわらず、最低価格を持って入札した者であっても、次に掲げる項目に該当する事由があるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

（１）　その者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。

（２）　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適当であると認めるとき。

第 15　入札金額の記載

落札者に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、落札価格（契約金額）とする。よって、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載することとする。

第 16　入札保証金の還付等

入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者にあっては契約締結後に、落札者以外の者にあっては入札終了後に還付する。

第 17　入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は市に帰属する。

第 18　契約保証金の納付

１　落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。

２　契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額でなければならない。

３　契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。

４　契約保証金には利子を付さないものとする。

５　契約保証金の納付は、利付国債の提供(持参に限る。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

第 19　契約保証金の減免

１　契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、第 18 の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。

（１）　落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）　落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。

（３）　東かがわ市契約規則第６条に規定する資格を有する者による競争入札に付した場合おいて、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２　１の規定によるときは、契約保証金免除申請書の提出により、契約保証金の納付をすることを要しない。

第 20　異議の申立て

入札者は入札後において、この心得及び設計書、図面、仕様書、質疑及びこれに対する回答、現場、その他入札条項の不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることができない。

第 21　準用

本心得の定めについては、物品の買入れ等を一般競争入札に付する場合にも準用する。